消費税増税に伴う調剤報酬・介護報酬改定

2019 年 10 月消費税率が 8%から 10%へ引き上げられました。
それに伴い、調剤報酬、介護報酬が改定されました。(2019 年 10 月施行)

< 調剤報酬 >

項　　目	改 定 前	改 定 後
【調剤基本料】		
調剤基本料 1	41 点	42 点
調剤基本料 2	25 点	26 点
調剤基本料 3 の イ	20 点	21 点
調剤基本料 3 の ロ	15 点	16 点
特別調剤基本料	10 点	11 点
【一包化加算】		
イ　42 日分以下の場合	32 点	34 点
ロ　43 日分以上の場合	220 点	240 点
【無菌製剤処理加算】		
中心静脈栄養法用輸液	67 点	69 点
(6 歳未満の場合)	135 点	137 点
抗悪性腫瘍剤	77 点	79 点
(6 歳未満の場合)	145 点	147 点
麻薬	67 点	69 点
(6 歳未満の場合)	135 点	137 点
【かかりつけ薬剤師包括管理料】	280 点	281 点

< 介護報酬 >

項　　目	改 定 前	改 定 後
【居宅療養管理指導費】		
薬局薬剤師が行う場合		
単一建物居住者 1 人	507 単位	509 単位
単一建物居住者2人以上9人以下	376 単位	377 単位
単一建物居住者10人以上	344 単位	345 単位